

事業主・経理担当者の方へ

# 定額減税 いつ、何をすればいいの？

## 事務処理対応セミナー

1人当たり4万円の定額減税などを盛り込んだ2024年度税制改正関連法が成立し、6月以降の給与や賞与等において所得税が減税される「定額減税」について、ほぼすべての事業所で行う給与計算、年末調整等の事務処理で対応が必要となります。本セミナーでは、よく質問を受ける内容についても触れながら、「いつ、だれが適用となり、実務上どう対応すれば良いのか」など、押さえておくべきポイントをQ&Aも交えながら解説します。

### セミナー内容

- 定額減税制度の概要（所得税）
- 事務処理の対応、注意点について
- 住民税の定額減税について
- よくある質問

### Q&Aの例

- ・どんな人が定額減税を受けられるの？
- ・年収103万円以下の人はどうなるの？
- ・年末調整はどうすればいいの？
- ・6月以降に退職者が出た場合の手続きは？
- ・ふるさと納税に影響はあるの？

■日 時：令和6年6月19日(水) 14:00～15:30

■会 場：中津川商工会議所 ホール1階

■講 師：中津川税務署 法人課税部門職員（所得税）  
中津川市役所 市民税係職員（住民税）

■受講料：無 料 ■定員：50名（先着順）

■申 込：6月14日(金)までに、FAX (0573-65-2157)  
又は下記QRコードよりお申込み下さい。

■主 催：中津川商工会議所 中小企業相談所


【お問合せ先】中津川商工会議所 支援課 村本 TEL: 0573-65-2154

切り取らずにこのままFAX送信してください

令和6年6月19日(水)開催

「定額減税 いつ、何をすればいいの？事務処理対応セミナー」受講申込書

中津川商工会議所 村本 行 (FAX 65-2157)

事業所名		TEL	
受講者名		受講者名	
【質問記載欄】質問がありましたらご記入ください。			【申込QRコード】 

※ご記入いただきました情報は、各種連絡・情報提供にのみ利用させていただきます。  
※本事業は岐阜県の補助を受けて行います